に等きしが3

いの職ハなに4

いで、ハ就で 、ハ就で 、ハ就で 、ハ就で 、、別き ハロー がまり 3 ク きしか 事なま 前いす 問を続以 証に内



の Q &

「健康保 基本手当は 病手 当金と雇用保険

が 同職 時 後 にも 併 失 継 給 できるか? 7 も病 らう! T金を せでき き T

ま お

すり

かま

念 同が 時 に ŧ 険 との は傷 できまる せると 用 保 険 σ

にないの! でない状状の! でない状状の! でない状状の! でない状状の! 態に を行う 能 力 失務あ ること」 有す に لح るいに に う となか ŧ つかと労が てわは働 る傷 いら 一者 労働者が ず る ぐ手 で業が・ すに離雇 就職用 しのた 安 労定合 働を が 態場 での図必

に合 き意なはつな思 での 能にを の 支は要 当と で 仕 金 き事を まに受 せ就け んけて るい 状る

■ 「大名ければ」 ・ 「本ければ」 ・ 「本ければ」 ・ 「本間の間にもらわない。」といいます。)。 を ・ 「をおりけがで、引きなったときは、働く」 た期間(最大4年) ・ 「はしているハロー・ ・ 「は、しているハロー・ ・ 「は、しているのは、しているい。」 かなけ で同 でれか き時 る 基状は のま本態 ŧ 制せ手にら 度ん当なえ が、はれば、おはば、 日 数と 用れ職 でをし基が った本 受翌手傷 ま 給日当病 期かを手

いカれ当に。ッて額公

トいの務

3 さ 府

■ 受 給 期で 間 き 0 を なく 日 以 延く以上 すっ働 るた がをが せりは、に で1で 住 き 年 き る引所 まにな 書き地 す加く う類続を え

は大ての

であるといのでたりが廃めった)

地弁指でなり、法修工が、地方護せ、つるを習り、

所ななスロ公

訴新はルクに

1=

にっるク

提たの丨

では

。 験 こ 合

لح

ム務員にてて

| 準年

と。 材で 廃 し 昨 が、 止

きたいものでなまうなメンター

に司関弁 回法連護

るのる

が が 手 護

関民要い

,つ育は多 ててもく

ŧ

いるちがの

ろこ

あのコ

革わ

る

ての

事

経済

の

中

聞の

た弁国入ルじ間 んの 護家学のての □編集後記──松江市の『はだしのゲン』学校図書館閲覧制限問題。海外 での反響も大きく、米国の漫画家は早速、自身のHPで「いくつかのシー ンは読者を動揺させるかもしれない。でも…読まれるべきだ」と日本語で 漫画をつくり訴えている。市の閉架措置要請は、奇しくも作者・中沢啓治 が亡くなった昨年12月。要請は教育委員会名で出されていたが、実際には

の弁護



日弁連ニュ ス から見えてくるも 原

^{段士会連合会} 弁護士会は、 |位弁護 日 の 条 お で 玉 位会の 監督を受 連合 な 度 日

して被訴追す 対権、378 日弁連と単 、エックする つている。 で被訴追者も 条で刑 高自己! 法の番りたの番りたり、 たとし、弁護 てる弁は 大護国事士家 なのにめい しさ 与かれ 定いの れがない護 の で権設家対人 あ力計が抗依

に 監 督

状況(8 司 を反り 映 味連 深新 内 容日 1分割 るって 弁護士

の報酬を保障されたの報酬を保障されたいうお寒い限したいうお寒い限したいうお寒い限した。 る (798 報酬を保 にいうお寒 法予算 頭条障減い (裁 8れのりは裁りでつ判 あ がである。数判所は、 中であ 3判所予 る್ಯ 3 大 憲は二の 0 り り な につ 気違れの中の人を報に億権 L١ るで減酬は円の を 岩 切 の 裁あ額 ŧ の 8り、友 サ大幅に 裁判官 つは は人とカのしではのは、 憲裁でト酬っるがいません。 官なれ含 国 裁 のはいてま はれる。 国家予算 数判所予集 次告になる。 と憲法に と憲法に ゎ デ の 存 り は てのは官 年 ほ報規はの3々 2 圧

教育委員には報告されていなかったという。事務局独自の判断とされてい る。行政の機能は失われていた。本号では、土業の在り方について様々論 じられているが、共通するのは国民の関知ということ。それだけに『はだ しのゲン』問題を契機に、行政社会、芸術表現の在り方への国民的関知が 拡がればと願います。「知らないうちにナチスの時代」はノー。

社会保険労務士法人·行政書士事務所



オフィス・サポートNEWS

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926 URL http://www.officesup.com E-mail info@officesup.com

第54号 2013年8月 発行責任者 鎌田勝典・沖利彦

■士業の自戒

【弁護士業界の危機】

報道である弁護士が弁護士会により懲戒処分され、 家庭裁判所から刑事告発されたことを知った。多分、 弁護士資格はく奪となるだろう。成年後見人をやって いて、被後見人の財産を着服したことが発覚したとい う。「報酬が減って生活費に使ってしまった」とコメ ントしている。一方、大手法律事務所が、若手弁護士 を2年目、6年目などを節目にリストラし、失業する 弁護士も増えているという。

弁護士が急増して競争が激しくなっていること、厳 しい経済状況の下で多額の報酬も取れない時代になっ ていることは想像に難くない。司法試験に合格したと きすでに一定額の借金を抱え、さらに司法修習生に対 する給付が廃止になり、借金はさらに膨らんで弁護士 となる。いい就職先もなく、面倒を見てくれる先輩弁 護士もなかなか経営が厳しいとなれば、こうした事件 も起こりがちだ。

弁護士には自らビジネスモデルを作り業務を開拓す る努力を行ってほしいものだが、国民の側も「弁護士 を育てる」という気持ちを持つべきなのだろう。原弁 護士の意見(本号『となりの弁護士』より)にも頷け るところがある。

【「社労士=ブラック士業」?】

翻ってわが社労士業界はどうだろうか。食えない (生活が大変という意味) 資格の代表かのようにマス コミの一部(雑誌『ZAITEN』など)で取り上げられ、 『ブッラク企業』(今野晴貴著)という本の中では 「社労士=ブラック士業」のレッテルが張られてい



社会保険労務士の多くは顧問企業を持ち顧問料を ベースに経営が成り立っている。だから経営者の言い なりになったり、経営者が気に入るアドバイスを専ら 行う社労士が生まれがちである。社労士の書いた本の 中には疑問を感じざるを得ない本もあり、労働組合と の交渉について、いわゆる"手"の問題ばかりをしき りにアドバイスするセミナーに遭遇することも少なく ない。助成金の不正受給の指南役をやっていたという 話も報道されている。

【原点に立ち返ってビジネスモデルの確立を】

もともと士業をめざした理由は、弁護士であれば正 義を守る、人権を守るなどであったはずである。社労 士も、労働法規に即した労務管理、社会保障制度の守 り手になるなどだったろう。しかし、その原点を忘れ てしまい、ビジネスモデルも作りきれないまま、当面 の生活のため安きに流れてしまっていないか、われわ れは自戒しなければならない。

いま日本の労働問題は大きな曲がり角に来ている。 雇用保障と賃金レベルのアップ、ワークライフバラン スやダイバーシティの観点での労務管理が求められる 時代である一方、解雇規制や労働時間規制を緩和しよ うとする動きも生まれている。士業がやるべき課題は 山積しているのである。

こうこうこう 今月号紹介 こうこうこう

- 2面 トピックス 「ブラック企業対策に動き出した厚生労働省」
- 労使トラブル110番 「週24.5時間勤務のパートと週24時間勤 務のパートの有給休暇付与日数の違いは?」
- 4面 『職場の関係性と組織力向上について』 米国CTI認定プロフェッショナル・コーアクティブコーチ・川添香先生の連載
- 新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』 経営コンサルタント・野澤周永先生の連載

- 6面 暮らしと法律 相談・救済センターのコーナー 「共有地に工事車両が 入り通行できず困っています」
- 『JAZZでほっと一息』 ジャズ愛好家・小柳忠章さんの連載
- 年金相談の現場から「厚生年金基金加入者の在職老齢年金の計算」 『コラム 人事労務の視点で歴史をひも解く』 人事コンサルタント・市村剛史先生の連載

「健康保険の傷病手当金と雇用保険の基本手当は併給できるか?」 『となりの弁護士』弁護士・原和良先生の連載



■ブラック企業対策に動き出した厚生労働省

8月8日、厚生労働省は「若者の『使い捨て』が疑われ る企業等への取り組みの強化」をプレス発表しました。

「若者の『使い捨て』が疑われる企業等が社会で大きな問 題になっていることを受けて」対策を行うという冒頭文か らも、いわゆるブラック企業が社会問題となっていること が背景にあります。

【ブラック企業への国民の目線が厳しくなっている】

もともとブラック企業という言葉はインターネット上で 若者たちの間で使われ始め、それを主題とした映画が生ま れ、NPO法人POSSE代表の今野晴貴氏の『ブラック企 業』(文春新書)という著書などとともに社会に定着しま した。

昨年から「ブラック企業大賞」をウエブ投票などで選定 する取り組みが始まり、今年も8月11日受賞企業が選定さ れました。ちなみに今年の大賞はワタミフードサービス

(総投票数30,437票中7割を超える21,885票を獲得)。特 別賞が東北大学、教育的指導賞がベネッセコーポレーショ ン、業界賞がクロスカンパニー。いずれも過労自殺事件を 起こしたり、「追い出し部屋」を作り退職を強要したなど がその理由とされています。

就職難という事情を利用し、大量採用した正社員をきわ めて劣悪な条件で働かせ、うつ病から離職に追いこみ、平 然と「使い捨て」にする企業が続出し、そのもっとも大き な被害が若者に集中しているのです。

【厚生労働省の対策概要】

1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。

- (1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、重点 的な監督指導を実施。本年9月を「過重労働重点監督月 間」として、集中的な取組を行う。
- ① 苦情や通報を端緒に、離職率が極端に高い企業等を把 握し、監督指導を集中する
- ② 上記以外にも過重労働があり、労基法違反の疑いのあ る企業等にも監督指導
- ③ 法違反の是正が図られない場合、ハローワークにおけ る職業紹介の対象としない
- (2) 過労死等事案を起こした企業等への再発防止の取組を 徹底する
- (3) 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送 検し、公表する

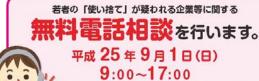
法違反かどうかの「重点確認事項」として、以下の3点 を強調しています。

- ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかにつ いて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業(サービス残業)がないかについて確 認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 長時間労働者については、医師による面接指導等、 健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

2 相談にしっかり対応します。

- (1) 9月1日(日)に、若者の「使い捨て」が疑われる企 業等に関する『電話相談』を実施(下記チラシ参照)
- (2) 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働 基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付け
- (3) 新卒応援ハローワークでも相談体制を強化 (労働基準法等の違反が疑われる企業等については労 働基準監督署に情報提供)





00.0120-794-713

(*) 原生労働省・都道府県労働局・労働互准監督署

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。

パワーハラスメントによって若者を使い捨てにすること をなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発

- ポータルサイト「明るい職場応援団」を通じ、パワハ ラの裁判例の解説、パワハラ対策に取り組んでいる企業 を紹介
- パワハラ対策の必要性等を分かりやすく説明したポス ター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲 示・配布
- 参加者の実務に活用することのできる、全国規模のセ ミナーの実施(平成25年10月以降、順次実施)
- パワーハラスメント対策の好事例集等の作成、周知 (平成25年10月以降)

オフィス・サポートNEWS



年金相談の現場から

@こ 年金相談メール nenkin@officesup.com

■厚生年金基金加入者の在職老齢年金の計算

今年65歳になります。20代に興したいまの会社を息子に引き継ぎ、私は会長に退こうと思っています。役員報酬 も大幅にダウンさせるつもりですが、一体いくらに設定すると年金を満額もらえるようになるのでしょうか。基金独 自加算180,000円(年額)、代行部分1,435,847円(同)という通知が基金から来て、厚生年金からは老齢厚生年金 965,000円(同)という通知がきました。

在職して報酬を受け取りながら年金も受給する仕組 みを在職老齢年金といいます。総報酬月額相当額(= 「標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の総 額÷12」)と年金月額との合計額が一定額(「支給停止調整 開始額」といいます。)を超えると徐々に年金額が減る(支 給停止)仕組みです。

60歳台前半と65歳からとでは、上記の「支給停止調整開始 額」が違い、60歳台前半では28万円、65歳からは46万円 (いずれも平成25年度)となっています。あなたの場合、賞 与が過去1年間なかったようですので、65歳からの標準報酬 月額と年金月額との合計額が46万円以下であれば年金は満額

支給されます。

支給調整の対象となる年金月額には基金独自加算部分は含 まれません。あなたの場合、代行部分が月額約12万円、厚生 年金から月額約8万円、合計約20万円が年金月額となりま す。したがって、「調整開始額46万円-年金月額約20万円= 26万円」、標準報酬月額26万円に設定すれば年金は満額受け 取ることができます。

なお会社役員の標準報酬月額の変更は、従業員のような定 年制度がありませんので、月額変更届で行うことになりま す。26万円に減額してから4ヵ月目からの変更になりますの で、報酬額の減額は早めに開始した方が良いでしょう。

コラム 人事労務の視点で歴史をひも解く(第4回)

人事コンサルタント・社会保険労務士 市村 剛史



■ダイバーシティを考える~モンゴル帝国から

安倍首相の成長戦略の重点テーマの一つに女性社員の活 用があげられていますが、これに関連して「ダイバーシ ティ」という組織戦略が注目されています。

ダイバーシティは、旧日経連によれば「異なる属性(性 別、年齢、国籍など)や従来から企業内や日本社会におい て主流をなしてきたものと異なる発想や価値を認め、それ らをいかすことで、ビジネス環境の変化に迅速かつ柔軟に 対応し、利益の拡大につなげようとする経営戦略」と定義 されています。たとえば、入社まもないアルバイトや外国 人パートといった正社員以外の従業員からの一見突飛とも 思えるアイディアであっても、その価値を真摯に認めて受 け入れ、社内のこれまでのやり方や価値観にとらわれるこ となく前向きに挑戦する姿勢をもつ、ということになるで しょうか。上記の「女性社員の活用」もダイバーシティの 一環であるといわれることがあります。

このダイバーシティの実例として思いつくのはローマ帝 国や現代のアメリカですが、アジアであげるとすればモン ゴル帝国ではないでしょうか。モンゴル帝国の時代という と、強大な軍事力やチンギス・ハンの英雄的な事績が注目 されがちですが、広大な版図のもとで東西の人材や文化の 交流が劇的に進んだ世界史上の大転換期でもあります。

第5代皇帝フビライは元寇を引き起こした人物として日 本人にはなじみがありますが、人種や宗教を問わず多彩な 人材を活用したことでも有名です。たとえば、経済官僚に はイスラム系の人々、行政官僚には漢人(中国人)、文化 面ではウイグル人や女真人(満州人)などを登用し、十分 な裁量を与えて仕事を任せたといわれています。元の首都

(今の北京の原型)を建設するときも、設計を任されたの はアラビア人だったそうです。

モンゴル帝国のダイバーシティ政策は、人間の理想の追 求というよりは、広大な領土を治めるという必要に迫られ て、という理由が大きいかと思いますが、それ以外にも当 時のモンゴル人の"餅は餅屋"と割り切る性格が影響して いたのではないかと感じます。遊牧人種であるモンゴル人 は、騎馬に必要な馬具や武器などに用いる鉄、その他の生 活必需品は他の土地から連れてきた人に作らせた(あるい は略奪した)といわれています。遊牧という仕事に非常な 誇りを持っており、それ以外のことは専門の人たちにやら せる、といったことが日常的だったわけで、ダイバーシ ティもその延長上のものだったように思うのです。そこに は固有の文化や思想、宗教は介在せず、「必要だから」と いう実利に徹することができる民族性に裏付けられたも の、とはいえないでしょうか。

今後もビジネスのグローバル化が進む中で、企業の組織 力の向上が一層問われることは間違いありません。そのた めの方策の一つとしてダイバーシティを推進することは有 意義だと思いますが、その場合これまでの日本の企業文化 や慣行と衝突する場面も少なからず出てくるはずです。前 掲のモンゴルやローマ、アメリカといった国では、その成 り立ちから見てもダイバーシティが定着するだけの"土 壌"があったように思います。文化の異なる日本の企業が これを本気で取り入れようとするのであれば、その難しさ を十分に理解したうえで、それこそ不退転の覚悟で取り組 まなければならない課題だと思うのです。

■暮らしと法律 相談・救済センターのコーナー

URL: http://www.soudan-kyusai.com

今月の相談員 特定社会保険労務士・行政書士 鎌田勝典



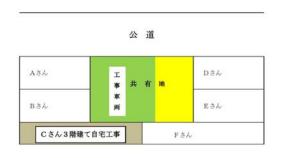
■共有地に工事車両が入り通行できず困っています

Fさん: Cさんが自宅を建て直す工事をはじめたのです が、共有地の半分以上に工事車両等が入って、朝から夕方 まで工事をしています。公道に出るためには体を横にしな ければ通行できず、騒音や洗濯物を外に干せない、窓を開 けられないなど生活にも支障をきたしています。役所の環 境課に相談したのですが対応してくれません。

鎌田: 事前にCさんや工事業者から説明はあったのでしょ うか?

かけないか

ら」という一 般的な話を聞 かされただけ です。工事が 始まる前にC さんは他のと ころに仮住ま いしていて詳 しく状況は知



らないと思います。

鎌田:ご近所の方はどう思われていますか?

Fさん: A さんとD さんは直接公道に出ることができるた めそれほど不満はないと思いますが、Bさん、Eさんは私 と同様に生活に支障をきたしています。

鎌田:役所は公道における騒音などの問題では動きます が、こうした私的トラブルは対応しないと思います。法的 手続きや内容証明等を送るなども考えられますが、隣人同 Fさん: きちんとした説明はありませんでした。「迷惑を 士のトラブルですので、Bさん、Eサンなどと一緒にCさ んと話し合いの場を持ってはどうでしょうか。工事をス トップさせるわけにはいかないでしょうから、もう少し工 事車両の位置をずらせないか、場合によっては金銭的補償 を行うということになろうかと思います。それでだめな場 合に次のステップを考えるというのがいいでしょう。

Fさん:交渉相手はCさんですか、それとも住宅業者や下 請の工事業者でしょうか?

鎌田:やはりまずCさんと話し合うべきでしょう。その上 で、Cさんの方から業者に言ってもらうのがいいでしょ う。



JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳忠章

「町の噂 It's The Talk Of The Town」

夏休みを2回に分けて、女房の故郷(鹿児島)と私の故郷 (静岡)へ、それぞれ墓参りという名目で帰省した。鹿児島は 野菜も肉も魚も新鮮で美味しい。雄大な桜島を眺めながら江戸 末期にこの地から京都や江戸に向かった薩摩武士の心意気を勝 手に想像した。中途半端な行動を許さない、はっきりした性格 はここの気候や風土でしか育たないのではないかと思う。他人 の悪口や陰口を潔しとしない気質も立派だ。

静岡の夏は湿度が高いせいか富士山の見える日は少ない。富 士山が高過ぎることもある。お茶や果物、それに鰹節など産物 が鹿児島と似ている。酒は鹿児島が芋焼酎で静岡は清酒と異な る。南アルプスと富士山で遮られ、雪が積もることのない温暖 な気候は、優しい人を育てる。しかし、噂話は好きだ。

中学校の同窓会に出席したとき、恩師から「いろいろ噂は聞 いています」と言われた。悪い噂か、良い噂か気になったが、 確かめることはしなかった。噂話にはとかく尾ひれがつきやす い。私については困った噂もある。新宿でビルを所有している らしいというものである。正しくは、新宿でビルの一室を借り て事務所にしているだけなのだ。

さて、音楽にしましょう。1933年ジェリー・リビングスト ン作曲、アル・J・ネイバーグ&マーティ・シムズ作詞「町の

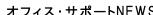
噂」。ジャズというよりポピュラー音楽として発表されました が、美しいメロディーをスロー・バラードで演奏するプレイ ヤーが多い。でも、歌の内容は悲惨だ。

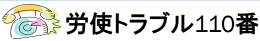
誰にも顔向けできないし、どこへも行けない 人々は立ち止まって、じっと私を見つめるわ みんな知っているわ。あなたが私を捨てたことを 町の噂なんだもの

会うたびに胸が高鳴り、お喋りが止まらなかった でも、ほんの一週間前までね

みんな知っているわ。あなたが私を捨てたことを 町の噂なんだもの

かわいそう過ぎて、ヴォーカルは聴けませんね。「友人や知 人に結婚式の案内まで出したのに」と歌っています。テナー・ サックスの演奏で聴いてください。ジーン・アモンズが秀逸。 エンディングのカデンツァが最高です。この人、テナー・サッ クスの天才なのに意外と録音が少ない。日本に輸入されてない だけかもしれません。「お薬」のせいで「別荘」暮らしが長 かったという噂も。法律は守らんといかんね。他にデクス ター・ゴードンやコールマン・ホーキンスの演奏があります。





■週24.5時間勤務のパートと週24時間勤務のパートの 有給休暇付与日数の違いは?

週4日24.5時間勤務のパートと、週4日24時間勤務のパートがいます。2人とも7年半継続勤務してい るので、両方とも「15日分×6時間=90時間」の有給休暇を与えました。ところが、週24.5時間勤務の パートの方が「私は1日平均6.125時間勤務なので、6.125×15日、92時間分の有給休暇があるはずだ」と 主張しています。時間単位で有給休暇が付与されるように労働基準法が改正されましたが、どう考えたらいいので しょうか?

【1日単位で付与されるのが原則】

まず年次有給休暇は、まとまった日数の休暇を 取得するというのが本来の趣旨ですから、1日単 位で付与されるのが原則です。「90時間」とか「92時 間」などと時間単位で付与するのは誤りで、ご質問の ような混乱もそこから生まれているようです。

所定労働日数の少ないパートタイマー等の年次有給 休暇については、労働基準法施行規則で、次の者を対 象に比例付与するとされています。

- ① 週によって所定労働日数が定められている労働 者にあっては、週所定労働日数が4日以下の者
- ② 週以外の期間によって所定労働日数が定められ ている労働者にあっては、年間所定労働日数が216日 (月当たり18日)以下の者
- ③ 所定労働日数が上記①、②以下の労働者であっ ても、週所定労働時間が30時間以上の労働者について は、通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇を与えな ければならないので除外される。

比例付与とは、通常の労働者の所定労働日数との比 率に応じて付与日数を定められているということで す。厚生労働省令により、通常の労働者の週所定労働 日数は「5.2日」と定められています。比例付与日数は 次の算式で表されます。

当該労働者の所定労働日数 通常の労働者の年次有給休暇の日数× 通常の所定労働日数(5.2日)

これを図表にしたものがパート就業規則に記載されて

いるはずです。

ご質問のお2人については、週単位で労働日数が4 日決められ、かつ、週の労働時間が30時間未満ですか ら、7年半継続勤務だと付与日数はいずれも15日とな ります。

【時間単位年休制における「1日の時間数」】

平成22年4月施行の改正労基法において、労使協定 による時間単位の年次有給休暇制度が新設されまし た。ただし、年次有給休暇はあくまでも1日単位が原 則ですから、時間単位で付与できる日数は「5日以内 に限る」とされています。

では、年5日とは何時間分の有給休暇に相当するの か?「時間単位年休1日あたりの時間数」についての 考え方ですが、労基法施行規則では「1日の所定労働 時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合に は、1年間における1日平均所定労働時間数)を下回 らないものとする」としています。つまり1時間に満 たない時間数については1時間に切り上げる必要があ ります。

ご質問のケースで、1日平均「6.125時間」の勤務 の方の場合、切り上げて1日7時間分の時間単位年休 が付与されますが、別のパートさんは1日平均「6時 間」で端数がありませんので1日6時間分の時間単位 年休が付与されることとなります。もし貴社が、労使 協定によって時間単位年休を導入されているとするな らば、パートさんの言い分はこういう形で反映される ことになりますので、良くご説明下さい。

図表:所定労働日数の少ない労働者の年休日数(注:平成5年9月30日以前に雇い入れられた労働者については、勤続年数を従来どおり1年、2年~として適用)

週所定 労働 日数	1年間の所定 労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務年数										
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月以上
4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日	15日	15日	15日
3日	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日	11日	11日	11日
2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日	7日	7日	7日
1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3日						

+

職場の関係性と組織力向上について~コーチングの視点で考える Part4

社会保険労務士/CRRグローバル認定システムコーチ/米国CTI認定プロフェッショナル・コーアクティブコーチ

ブログ 「社長!デキる社員を育てましょ!」 http://ameblo.jp/keieijiku/



「燃える集団作り専門家」 川添 香

不満の背後の夢~ドリーミングを聞き取る

最近は愛煙家は肩身が狭いようですが、社員の本音を聞き たかったら喫煙室や給湯室、とよく聞きます。

ちょっとしたグチや不満、本音などがポロっと出てくる場がそこにあります。もちろん、グチや不満がいいと肩を持つわけではありません。しかし、グチや不満には、組織を変えていくヒントが含まれています。

なぜならそもそもの夢や期待が敗れて不満に形を変えていることが多いからです。

パーソナルにコーチングをしているマネジャーのTさん。 コーチングが始まると組織のメンバーへの不満、失望感から 話が始まりました。マネジャーとしての力量を期待されて ヘッドハンティングされたものの、想像以上に内部組織が硬 直化しており、思うように仕事が進まないことへの苛立ちで す。この苛立ちはいったいどこから来るのでしょうか。

<3つの現実>

コーチングをするうえでは、私たちが普段「現実」として意識しているものを、3つに分けています。

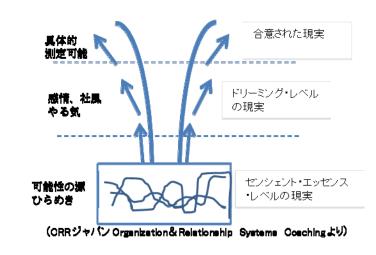
まず一つ目が「合意された現実」。英語ではコンセンサス・リアリティーといいます。つまり、パソコンはパソコン、携帯電話は携帯電話と、みんながこれはそうだという合意のもとでこれが現実だとしているものです。例えば、10年前にタイムスリップして、その時代の人にiPadを見せたとしてもひと目では何が何だかわからないでしょう?合意形成がなければ理解できないのです。目に見えるデータ、数字、日々の出来事などがここに含まれます。

二つ目が「ドリーミング・レベルの現実」です。この現実では、様々な感情、希望、期待、失望、不安、恐怖、などが含まれます。新入社員の夢や希望が3年後にどう変わっているでしょうか。「これが現実だ」なんて先輩の口から出そうですね。

三つ目が「センシェント・エッセンス・レベルの現実」といいます。これは可能性の源、ひらめきなど、言葉で言い表せない部分です。

わかりやすいたとえで言えば、「一目惚れ」がこれに当たります。ビビっときた瞬間、ドリーミングに飛び移り、恋に対する不安や期待がもくもくと湧き出します。

この3つを図で表すと次のようになります。



くもう一度夢とつながる>

Tさんにもう一度戻りたいと思います。結果的にTさんは どうなったかというと、もう一度前向きになり、新たに具体 的な行動案を出し、実行することを約束してくれました。

私とTさんの会話で何が起こっていたのか、3つの現実を踏まえながら解説します。私はTさんに共感しながら話を聞いていきます。うまくいかなかった事実(合意された現実)を聞き、そこにある苛立ち、不満、失望感、やるせなさなどなどの感情(ドリーミング)に耳を傾けます。

負のドリーミングが語り尽くされたとき、少し間を置いて、Tさんは、なぜ自分がヘッドハンティングされたのかを思い出していました(エッセンス・レベル)。そして、そもそもの自分のドリーミング=この組織でどんな仕事をしたかったのか、どんな力を発揮したかったのか、Tさん自身の口から語られ始めたのです。Tさんが本来の自分の夢、力を取り戻した瞬間です。そして、もう一度何をすべきかについて(行動レベル=合意された現実)について語ることが出来るようになったのです。

打ちひしがれた(裏切られた)夢に対しては、この3つの 現実を全部聴くことで、もう一度本来の夢につながることが できるのです。今回は個人の例をお話しましたが、実はチーム、組織でも同じです。組織に不満が充満しているとき、そ の不満の背後には裏切られた夢が存在します。

喫煙室や給湯室で不満が語られていたら、その背後にある 夢に耳を傾けて見てください。

組織やチームにとっての宝物がきっとあるはずです。



新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

http://www.vcon.jp

経営コンサルタント 野澤 周永 (株式会社 V コンサル)



第4回 「『ぶれないサービス』はフローチャートから」

【お気に入りの店の味が変わったら?】

オフィス・サポートNEWS

あなたにも自分のお気に入りのお店があります か?「あそこの天ぷらはうまいんだよな!」「ラー メンはあの店でしか食べない」等など・・かくいう 私もお気に入りのラーメン屋さんが錦糸町にあり、 年間30回以上行っています。そこは、スカイツ リーがよく見える立地ということもあり、10杯食 べるとスカイツリーラーメンといって1.5倍の量 と高さのラーメン、20杯食べると3倍量の3倍の スカイツリーを思わせる高さに具を盛ったラーメン をプレゼントしてくれます。もちろんそういうサー ビスも楽しみではありますが、私がそこに通うの は、その付帯サービスのためではなく、あくまで ラーメンの汁と食感がたまらないからです。仕事柄 全国各地で食することは多いですが、錦糸町に戻 り、「今日は時間的にもグッドタイミング!」とい う時に安心して食べるラーメンといえます。

ただ、皆さんがお気に入りのお店の味がもしある とき変わっていたらどうしますか?たぶんどうした のかなと思いつつ、もしそれが2度続けば、どんな 好きなメニューでももう食べなくなってしまいま す。これを提供側からみれば、作る人が変わったか らしょうがないとか、材料がいつものものが手に入 らないといったら、そのメニューを中止するくらい の姿勢が必要ではないでしょうか。つまり、その人 気メニュー目当てに来店してくれたお客様を裏切る ことは、一時的に信頼を失うのではなく、信頼を崩 してしまうことになるからです。そうならないため には、サービス提供(モノづくりも同じです)の手 順が違っている、つまり提供する人によってバラバ ラであったり、そのレシピや味付けのコツを体得し ていないものが作って提供した場合は、お客様は満 足しないどころか、幻滅してしまいます。

【仕事の流れのフローチャート】

そうならないためには、当店のあるいは当社の標 準手順を定めて全関係者がそれを守れることが肝要 になります。「マニュアル通りで型にはめる」なん て魅力がないとよく言います。それは全て一律に固 定化するからそうなるのです。マニュアルにここは 自分のカラーや個性で対応をするという自由度を持 たせておくことで何ら問題にはなりませんし、型で はめることにはなりません。私は、コンサルティン グの場面でよく、「じゃあみんなで今の仕事の流れ のフローチャートを作ってみましょうといって、ホ ワイトボードにフローチャートを作ることが度々あ ります。実は、このワークは、みんなの普段の業務 を棚卸することができ、ムダな動きを発見したり、 外してはいけない内容(ここで、「○秒火を止め、 蒸らす」「決済前に担当者との内容合意をす る」・・など)を確認できたりします。

フローチャートというのは、アルゴリズムという ようにちょっと難しく捉えがちですが、

難しいロジックがわからない人でも、この手順があっている、間違っている、このミスをしないように注意するなどの現場的に重要なプロセスを確認することができる便利なツールです。お客様の立場で、がっかりしないサービスを提供するためには、「大事な所を外さないことです」、そして安心して

「人事な別を外さないことです」、そして安心して 満足を味わえるサービス提供や製品提供を行うこと です。そのためには、きちんと普段のあるべき業務 の手順、フローチャートをみんなでディスカッショ ンしてまとめることはとても有効な手段です。あな たの会社でも「フローチャートづくり」を一度やっ てもみませんか?



